

令和2年第11回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和2年11月24日(火)

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第37号	小金井市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則
第3	議案第38号	小金井市指定文化財の指定について
第4	報告事項	1 その他
		2 今後の日程
第5	議案第39号	職員の分限処分について

議案第37号

小金井市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

小金井市学校運営協議会に関する規則の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月24日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

学校運営協議会委員の任期を変更することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

小金井市学校運営協議会に関する規則（令和2年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「1年」を「2年」に改める。

第15条第1項中「協議会の会議」を「会議」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

小金井市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
<p>(委員の任期) 第9条 委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。 2 省略 (会議の公開) 第15条 会議は、公開とする。ただし、対象学校の職員の人事に関する事項その他協議会の適正な運営に支障があると認められる事項について、会議で議決したときは、公開しないことができる。 2 } 3 } 省略 4 } 付 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>(委員の任期) 第9条 委員の任期は<u>1年</u>とし、再任を妨げない。 2 省略 (会議の公開) 第15条 <u>協議会の会議</u>は、公開とする。ただし、対象学校の職員の人事に関する事項その他協議会の適正な運営に支障があると認められる事項について、会議で議決したときは、公開しないことができる。 2 } 3 } 省略 4 }</p>	<p>任期の変更 用語の整備</p>

議案第38号

小金井市指定文化財の指定について

小金井市文化財保護条例（平成18年条例第8号）第26条の規定に基づき以下を小金井市指定文化財に指定する。

指定番号 第38号
名称 小金井神社本殿
種別 市指定有形文化財（建造物）

令和2年11月24日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

（提案理由）

令和2年11月13日付けをもって、小金井市文化財保護審議会会長から答申書が提出されたので、小金井市指定文化財の指定について本案を提出するものがあります。

指定理由書

指定番号 第38号

- 1 名称 こがねいじんじゃ ほんでん 小金井神社本殿
- 2 種別 市指定有形文化財（建造物）
- 3 指定基準 小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱（平成18年4月5日制定）第2条第1号
- 4 員数 1棟
- 5 所在の場所 小金井市中町4-7-2
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名 宗教法人小金井神社 代表役員宮司 星野治衛
住所 小金井市前原町3-40-13

7 指定内容

建築年代：18世紀中期

構造形式：いっけんしゃいりもやづくり 一間社入母屋造、こうはいいっけんのきからはふつき 向拝一間軒唐破風付、こけらぶき 柿葺

大きさ：間口まぐち桁行身舎柱真々6.14尺（186cm）

はりま 梁間身舎柱真々5.05尺（153cm）

同前面身舎柱より向拝柱まで真々4.72尺（143cm）

同背面身舎柱より向拝柱まで真々9.77尺（296cm）

円柱径6.14寸（18.6cm）

改修：こしぐみ 飾り金物の一部、さんからと 腰組の一部、こうらん 棧唐戸、つかばしら 高欄の束柱など

8 指定理由

小金井神社本殿は、一間社入母屋造、向拝軒唐破風付、屋根が柿葺の社殿で、神社境内に所在する建築物の中で最も古い近世神社建築である。銅板の目を張り付けた向拝の獅子鼻・獏鼻と琵琶板の龍彫刻の存在が特徴となる一方で、虹梁の絵様彫刻は古風で簡素であり、その調和が秀逸な建築遺構である。木割寸法からは、木版本として18世紀に普及した代表的な木割書である『大匠雛形』に影響を受けている。棟札が確認できないため建築年や作者が不明であるが、木割寸法や細部意匠からみて18世紀中期の建築と推定され、市内では最古に属する建築遺構である。また、全体的に保存状態は良好で、数度の改修を加えながらも建立当初の建築をよく留めている。この本殿は、意匠性に優れており、また小金井の歴史を知るうえで重要な神社建築である。

9 参考となるべき事項

年表（「小金井神社（天満宮）略縁起」より）

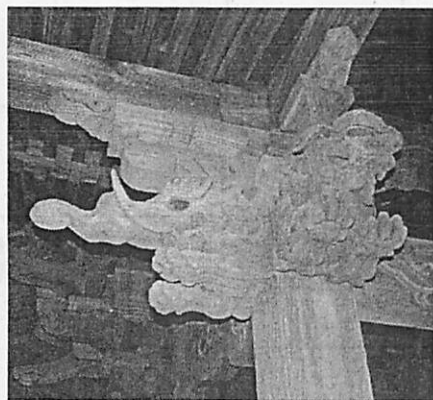
- 元久2年（1205） 現在の中町一丁目付近に天満宮の名で社殿を創建。
- 天正11年（1583） 現在地に社殿を移す。
- 宝暦元年（1751） 本殿を改造し菅原道真の坐像を彫らせご神体として納める。
- 明治3年（1870） 社号を小金井神社と改める。



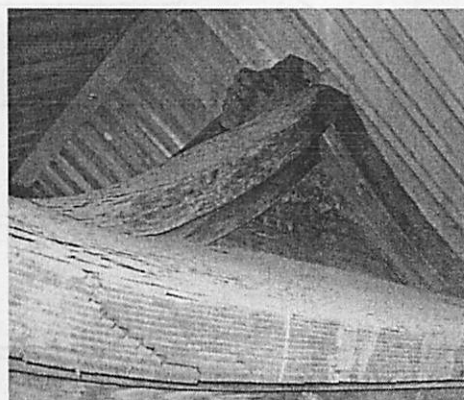
小金井神社本殿 全景（平成5年覆屋新築工事時）



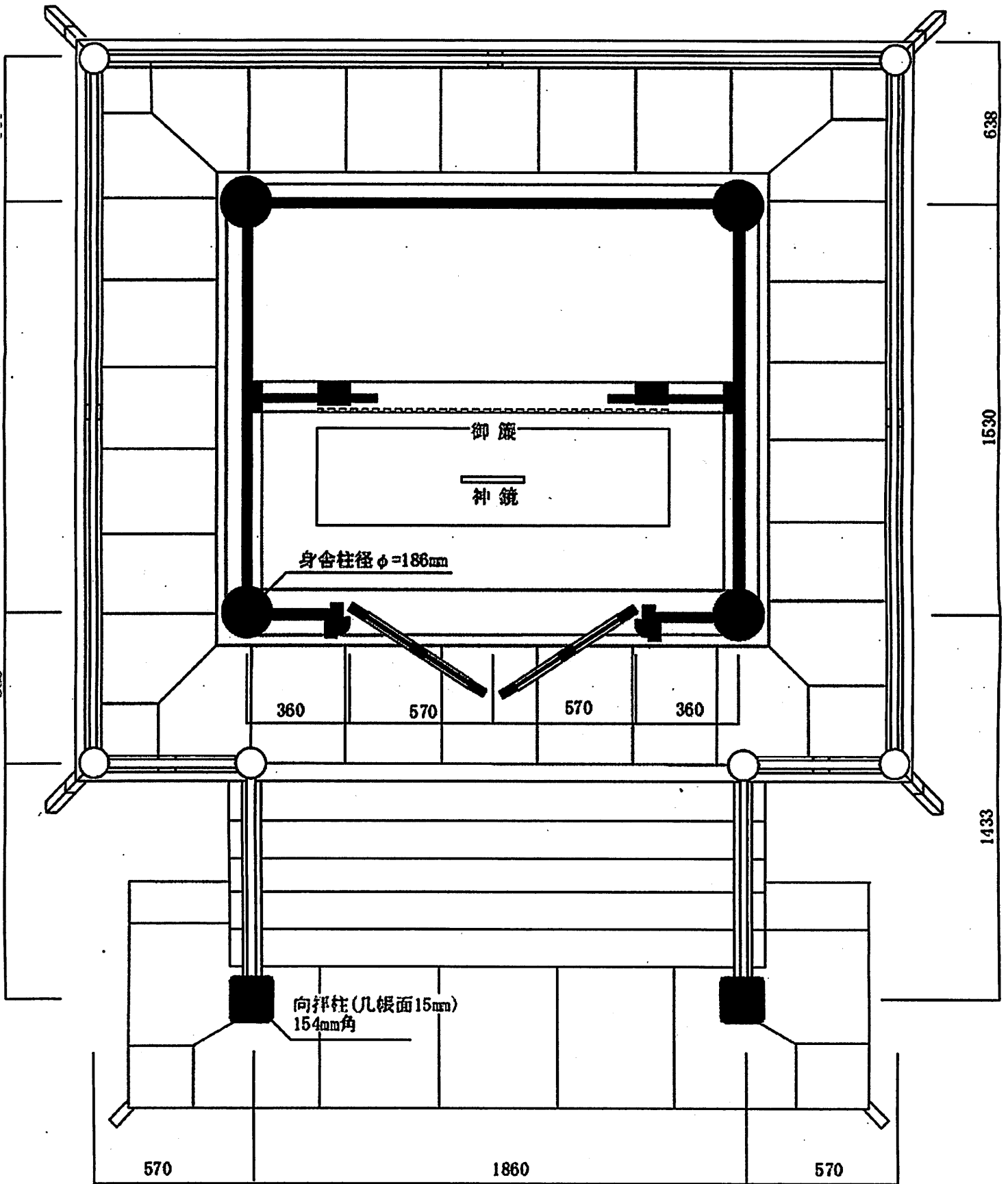
正面と左側面



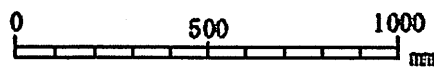
向拝柱の獅子鼻と猿鼻の彫刻



柿葺・入母屋屋根の妻飾



平成5年(1993)覆屋新築の際に撤去された浜床
『東京都の近世社寺建築』1989年をもとに加筆



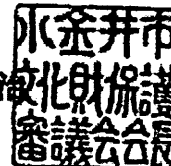
小金井神社本殿 平面図 1 : 20

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士 様

小金井市文化財保護審議会

会長 二宮 修海



答 申 書

本審議会は、貴職より令和2年10月14日付け小教生第203号をもって諮問のあったことについて審議の結果、下記のとおり決定したので、答申します。

記

1 諮問事項

令和2年度 諮問第1号

小金井市文化財の指定について

2 答申

「小金井神社本殿」を市指定有形文化財として指定することが望ましい。

3 指定理由

小金井神社本殿は、一間社入母屋造、向拝軒唐破風付、屋根が柿葺の社殿で、神社境内に所在する建築物の中で最も古い近世神社建築である。銅板の目を張り付けた向拝の獅子鼻・猿鼻と琵琶板の龍彫刻の存在が特徴となる一方で、虹梁の絵様彫刻は古風で簡素であり、その調和が秀逸な建築遺構である。木割寸法からは、木版本として18世紀に普及した代表的な木割書である『大匠雛形』に影響を受けている。棟札が確認できないため建築年や作者が不明であるが、木割寸法や細部意匠からみて18世紀中期の建築と推定され、市内では最古に属する建築遺構である。また、全体的に保存状態は良好で、数度の改修を加えながらも建立当初の建築をよく留めている。この本殿は、意匠性に優れており、また小金井の歴史を知るうえで重要な神社建築であることから、指定することが適切であると判断するものである。

教育委員会の今後の日程

令和2年11月24日

会 議 名	日 時	場 所
令和2年度 市町村教育委員オンライン協議会	12月23日(水) 2月17日(水)	オンラインで実施
令和2年度成人の日記念行事	1月11日(月・祝)	小金井 宮地楽器ホール
第1回教育委員会定例会	1月12日(火) 午後1時30分	801会議室
東京都市町村教育委員会連合会 第3回常任理事会・理事会 及び理事研修会	1月15日(金) 午後1時00分	東京自治会館
第2回教育委員会定例会	1月28日(木) 午後1時30分	801会議室
第3回教育委員会定例会	3月30日(火) 午後1時30分	801会議室